官報
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔法規的告示〕
○銀行法施行令第十七条の二第一項から第三項までの規定を適用しない金融庁長官の権限等を定める件の一部を改正する件（金融庁七五）　一
〔その他告示〕
○重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律第三条の二第一項から第三項までの規定に基づき、対象特別要人所在施設等を指定する件（警察庁八）　一
○返納を命じた旅券を無効とする件（外務三一八）　二
○特定水産資源（さんま、まあじ、まいわし太平洋系群、まいわし対馬暖流系群、かたくちいわし対馬暖流系群、うるめいわし対馬暖流系群、かたくちいわし太平洋系群及びまだい日本海西部・東シナ海系群）に関する令和八管理年度における漁業法第十五条第一項各号に掲げる数量を公表する件の一部を変更する件（農林水産一五六二）
○特定水産資源（くろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚））に関する令和八管理年度における漁業法第十五条第一項各号に掲げる数量を公表する件の一部を変更する件（同一五六三）
○船舶安全法の規定に基づき、事業場を認定した件（国土交通一二一七）
○砂防法第二条の土地を指定する件（同一二一八）
○海上における射撃訓練を実施する件（防衛二五一～二五三）
○海上における射撃等訓練を実施する件（同二五四、二五五）
○道路に関する件（東北地方整備局一〇一）
○都市計画に関する件（九州地方整備局九八）
○道路に関する件（北海道開発局七三）
〔国会事項〕
法務省
〔人事異動〕
〔叙位・叙勲〕
〔皇室事項〕
〔官庁報告〕
戸籍が滅失した件（法務省告示配一五〇）　三
〔公　告〕
裁判所　三
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、船舶所有者等責任制限、再生、所有者不明関係　三
会社その他　三〇

法規的告示

○金融庁告示第七十五号

銀行法施行令（昭和五十七年政令第四十号）第十七条の四第四項の規定に基づき、銀行法施行令第十七条の二第一項から第三項までの規定を適用しない金融庁長官の権限等を定める件（平成十四年金融庁告示第三十五号）の一部を次のように改正し、公布の日から適用する。

令和八年十月十四日

金融庁長官　伊藤　豊

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改正後	
第五条　令第十七条の四第四項の規定に基づき、同条第一項から第三項までの規定を適用しない金融庁長官の権限は、次の表の銀行代理業者の欄に掲げる銀行代理業者に係る同表の権限の欄に定める金融庁長官の権限とする。	
銀行代理業者	権限
［略］	令第十七条の四第一項第二号から第六号まで、第九号及び第十号に掲げる金融庁長官の権限
株式会社ＳＭＢＣ信託銀行 株式会社ＮＴＴドコモ・フィナンシャルグループ	
［略］	

改正前	
第五条　［同上］	
銀行代理業者	権限
［同上］	［同上］
株式会社ＳＭＢＣ信託銀行	
［同上］	

備考　表中の［　］の記載は注記である。

その他告示

○警察庁告示第八号

重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律（平成二十八年法律第九号）第三条の二第一項から第三項までの規定に基づき、対象特別要人所在施設及び当該対象特別要人所在施設の敷地並びに当該対象特別要人所在施設に係る対象施設周辺地域を次のとおり指定する。

令和八年十月十四日

警察庁長官　楠　芳伸

期間	令和八年十月二十五日から同月二十六日まで
対象特別要人所在施設の所在地	高知県高知市
対象特別要人所在施設の敷地	上町二丁目五番三十四号
対象特別要人所在施設	高知県高知市
城西館	上町二丁目五番（次の図面に示す部分に限る。）